特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	平内町　国民健康保険事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

平内町長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【税務課所管】 ①被保険者の加入期間・所得・資産情報等を把握し（転入者への照会等を含む）保険税を算定し、納税通知書の印刷・通知を実施 ②賦課決定通知後の変更、各種軽減、減免の申請に対する応答 ③住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証の発行を実施 【健康増進課所管】 ④被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑤資格確認書、資格情報のお知らせ、各種証明書の交付・再交付・返還受理 ⑥保険給付の支給（一部差止め、保険者間調整等を含む） ⑦保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑧オンライン資格確認の業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「基盤機構」という。)」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して基盤機構等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び基盤機構（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、基盤機構が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
（1）宛名特定個人情報ファイル （2）国民健康保険特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表　24,44の項 番号法第9条第2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令第16条,第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法　第9条第1項（利用範囲） 　別表　44の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9　別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（特定個人情報の提供） 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表,2,3,6,9,13,27,38,42,48,56,65,69,83,,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 （特定個人情報の照会） 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48,69,70,71 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	平内町　税務課　健康増進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平内町　総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　税務課　TEL017－755－2115 健康増進課　TEL017－718－0019

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業は、下記の局面に限られており、ごくわずかではあるが、システム照会を行う際は5情報による確認を基本とする他、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・住所地特例等住登外者のマイナンバー登録 ・特定個人情報の記載がある申請書(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　等	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務処理標準システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと静脈認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－５－②の所属長	税務課長　細川　信利	税務課長　倉内　仁	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－１の時点（日付）	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－２の時点（日付）	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－５－②の所属長	税務課長　倉内　仁	税務課長　藤田　一浩	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－７の請求先	平内町　企画政策課	平内町　総務課	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－８の連絡先	〒039－3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　TEL017－755－2111	〒039－3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　TEL017－755－2115	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－１の時点（日付）	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－２の時点（日付）	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－１の時点（日付）	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－２の時点（日付）	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	新様式へ変更		平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅰ－１－②事務の概要欄	Ⅲ．特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供	削除	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－１－②事務の概要欄（その1）	国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険税の課税	国民健康保険事務とは、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「国保法」と	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－１－②事務の概要欄（その2）	【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を	【健康増進課所管】	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－１－②事務の概要欄（その3）	＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するため	＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－１－③システムの名称欄	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サー	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サー	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－３法令上の根拠欄	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一項番号法第19条第7号　別表第二	1．番号法第9条第1項　別表第一の16及び30の項	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－４－②法令上の根拠欄		1．情報提供 （1）番号法第19条第7号及び別表第二	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－５－①部署欄	平内町　税務課	平内町　税務課　健康増進課	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－８連絡先欄	〒039－3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　TEL017－755－2115	〒039-3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63	事後	
令和2年11月13日	Ⅱ－１の時点（日付）	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年11月13日	Ⅱ－２の時点（日付）	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年8月13日	Ⅰ－１－②事務の概要欄	⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴の管理及び機関別符号の取得等	⑧オンライン資格確認の業務	事後	
令和3年8月13日	Ⅰ－４－②法令上の根拠欄（その1）	1．情報提供 （1）番号法第19条第7号及び別表第二	1．情報提供 （1）番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年8月13日	Ⅰ－４－②法令上の根拠欄（その2）	2．情報照会 （1）番号法第19条第7号及び別表第二	2．情報照会 （1）番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年8月13日	Ⅰ－４－②法令上の根拠欄（その3）	3．オンライン資格確認の準備業務	3．オンライン資格確認の業務	事後	
令和5年9月27日	Ⅰ－３法令上の根拠欄	1．番号法第9条第1項　別表第一の16及び30の項	1．番号法第9条第1項　別表第一の16及び30の項	事後	
令和5年9月27日	Ⅰ－４－②法令上の根拠欄	1．情報提供 （1）番号法第19条第8号及び別表第二	1．情報提供 （1）番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和5年9月27日	Ⅱ－１の時点（日付）	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年9月27日	Ⅱ－２の時点（日付）	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年9月27日	Ⅳ－４特定個人ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ－１－②事務の概要	＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するため	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ－３法令上の根拠	1．番号法第9条第1項　別表第一の16及び30の項	番号法第9条第1項及び別表　24,44の項 番号法第9条第2項	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	1．情報提供 （1）番号法第19条第8号	（特定個人情報の提供） 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ－１の時点（日付）	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ－２の時点（日付）	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅳ－８	なし	新様式による新規項目	事後	
令和7年1月9日	Ⅳ－１１	なし	新様式による新規項目	事後	
令和7年11月28日	Ⅰ－１②	⑤被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受	⑤資格確認書、資格情報のお知らせ、各種証明書の交付・再交付・返還受理	事後	
令和8年10月1日	Ⅰ－１②	社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	事後	
令和8年10月1日	Ⅰ－１②	支払基金	基盤機構	事後	